第7章

文化芸術立国を目指して



平成 21 年度文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門) 受賞都市の取組について

文化庁では、文化芸術の力により、市民参加で地域の活性化に取り組み、特に顕著な成果をあげている自治体を「文化芸術創造都市」として表彰を行っています(参照:本章第4節)。平成21年度文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)では、東川町(北海道)、仙台市(宮城県)、中之条町(群馬県)、別府市(大分県)の4市町に対して表彰を行いました。ここでは、このうち仙台市の取組について紹介します。

仙台市では、開府 400 年を記念して平成 13 年から「仙台国際音楽コンクール」を開始しました。コンクールは才能ある若い音楽家を輩出するだけでなく、関連イベントが市民の手で行われるなど、市民に定着してきています。また、国内外で活躍するアーティストのコンサートを市内複数の会場で同時に安価で開催する「仙台クラシックフェスティバル(せんくら)」や、公園や広場をステージに、だれもが参加でき、気楽に楽しめる無料の市民音楽祭である「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」など、「楽都仙台」としてだれもが芸術文化に親しめる環境づくりが行われています。

また、平成 14 年に開設された「せんだい演劇工房 10 - BOX」は、広さの異なる小練習室、舞台装置や大道具の製作が可能な作業場を備え、利用者の自主管理により深夜利用ができるなど、利用者の意見が反映された創造環境を構築しており、地元演劇人とタイアップした運営体制の下、「劇都仙台」の拠点的役割を担っています。

以上のように、仙台市では、芸術文化の高度化を図ることのみならず、芸術文化を都市の活性化に生かす取組 を積極的に行うなど、創造都市の実現を目指しています。

文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成19年度	平成20年度	平成21年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)
金沢市(石川県)	豊島区 (東京都)	仙台市(宮城県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)

第7章 総論

文化政策の位置付け

平成13年に文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定されました。この法律は、 文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術の振興 に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に貢献することを目的 にしています。

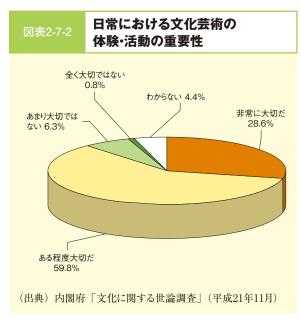
文化芸術振興基本法に基づき,政府は,文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため,「文 化芸術の振興に関する基本的な方針」(基本方針)を策定し、この基本方針に基づき「文化芸術立国」を 目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。

文化芸術の現状と課題

内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成21年6月)によれば、「物質的にある程度豊かになった ので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と考えている国民は 年々増加し、平成20年度では約6割となっています。また、内閣府「文化に関する世論調査」(平成 21年11月)によれば、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりする ことを「非常に大切」「ある程度大切」と考えている国民は、約9割となっています。

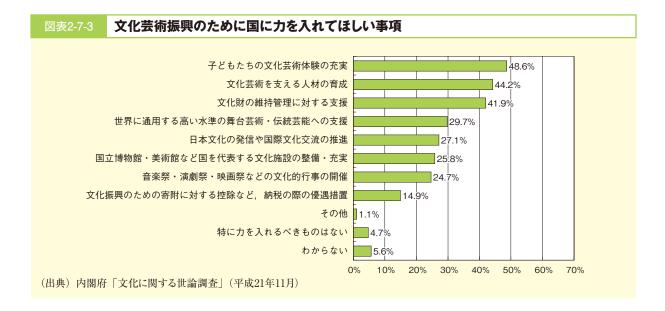
一方、この一年間に、ホールや劇場、美術館・博物館などに出向いて文化芸術を直接鑑賞したこと がある国民は約6割にとどまっており、また、東京都区部と町村では約2割の差があるなどの鑑賞機 会の格差が存在しています。



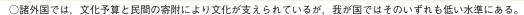


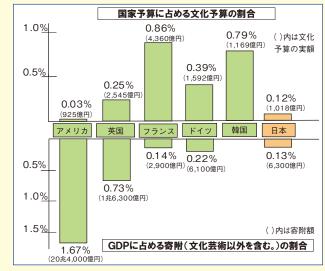
文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項として、約5割の国民が「子どもたちの文化芸術 体験の充実」を挙げています。それに次いで、約4割の国民が「文化芸術を支える人材の育成」、「文化 財の維持管理に対する支援 |を挙げています。

文化庁では,基本方針に基づき,子どもたちの文化芸術体験,人材育成,文化財の保存活用など, 文化の振興のための諸施策を展開しています。しかしながら、諸外国と比べると文化予算と民間寄附 のいずれもが低い水準となっています。



文化予算と寄附額





(出典) 文化庁調べ

- [注] 1.予算額は、以下で換算。 1.ユーロ=143円 1ドル=103円 1ボンド=180円 1ウォン=0.085円 (H20.12.25付け財務省公表支出官レート採用)
- ニケーション省予算額(2008年),アーカイブ,文化産業,芸術教 育にかかる予算を含む。
- 3.韓国は文化体育観光部・文化財庁予算額(2008年)から観光、体育に係る予算額を 差し引くとともに、文化財庁の予算額を加えたもの。文化体育観光部の予算額には、文 化産業及び国立図書館に係るものを含む。
- 4.ドイツは連邦政府首相府文化メディア庁予算額(2008年),国立図書館,文書館,メ ディアにかかる予算を含む。
- 5.英国は文化・メディア・スポーツ省予算額(2008年)から、観光、スポーツにかかる予算を 差し引いたもの。なお、同省の予算額には、王立公園、放送・メディア、文化産業化支援 にかかるものを含む。
- 6.アメリカは、①米国芸術基金予算(NEA)、②スミソニアン機構予算、③内務省国立公 国部文化財保護予算の合計(2008年)、アメリカでは、連邦全体の文化政策を担当す る省は置かれておらず、ここに挙げた3つの機関が文化振興や文化財保護に係る公的 資金の分配を行っている。
- 7.アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少なく、国家予算における文化関係予算の割合は0.03%程
- 8.GDPに占める寄付割合については、英国の非営利団体(チャリティー)であるチャリティーズ・エイド財団(Charity Aid Foundation)の報告書(2006)に基づく、諸外国の数値は2005年のもの。日本については内閣府経済社会総合研究所調査(2008年)に基づく。韓国についてはデータが見つかっていない。

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力 をはじめ我が国のすべての営みの基盤として極めて重要なものです。

こうした文化芸術の持つ重要性を考慮して、文化庁では、今後とも文化芸術の振興に努めていきま す。

第 文化振興施策の総合的な推進

■ 文化芸術振興基本法と基本方針

文化芸術の振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に、議員立法として、「文化芸術振興基本法」 が、平成13年11月30日に成立し、同年12月7日に公布・施行されました。

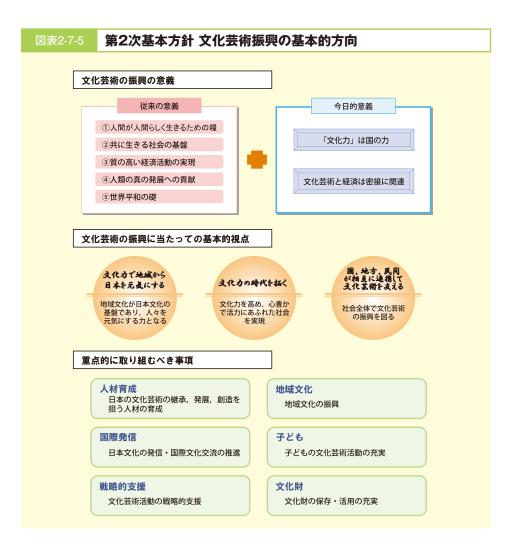
この法律は、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、レコード、 文化財などの文化芸術の振興に関する基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとと もに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の 自主的な活動を促進し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(「基本方針」)は、この文化芸術振興基本法に基づき、文 化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

平成 19 年 2 月に閣議決定された現行の第 2 次基本方針は,文化芸術振興の今日における意義や様々 な社会情勢の変化などを踏まえ、おおむね5年間(19年度~23年度)を見通し、文化芸術の振興に当 たっての基本的な視点や重点事項、基本的施策などを提示しています。

文化庁では、文化芸術振興基本法と第2次基本方針に基づき、文化芸術で国づくりを進める「文化 芸術立国」を目指して、文化芸術の振興に総合的に取り組んでいます。

平成22年2月には、文部科学大臣から文化審議会に対して、「文化芸術の振興のための基本的施策 の在り方について |の諮問がなされ、現在、第3次の基本方針の策定へ向けた審議が行われています。



2 文化審議会

平成13年1月の中央省庁等改革により、文化振興に向けた政策立案機能を強化するため、文化庁に文化審議会が設けられました。文化審議会では、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

文化審議会では、これまでに、8つの答申や提言・報告を行い、文化庁では、これらを受けて各種 施策に取り組んでいます。

〈これまでの主な答申など〉

「文化を大切にする社会の構築について - 一人一人が心豊かに生きる社会を目指して(答申)」(平成 14 年 4 月)

「文化芸術の振興に関する基本的な方針について(答申)」(平成14年12月)

「これからの時代に求められる国語力について(答申)」(平成16年2月)

「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(提言)」(平成16年2月)

「地域文化で日本を元気にしよう! (報告)」(平成17年2月)

「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)」(平成19年2月)

「敬語の指針(答申)」(平成19年2月)

「舞台芸術人材の育成及び活用について(報告)」(平成21年7月)

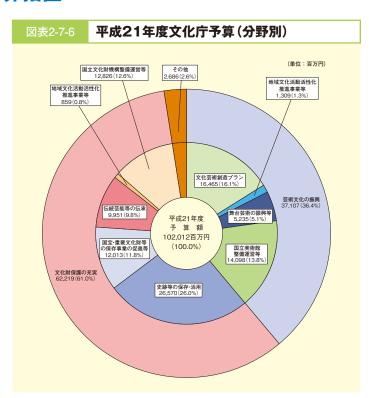
文化審議会には、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会の4分科会の ほかに、文化政策部会が置かれ審議が行われています。

3 文化芸術振興のための予算措置

平成21年度においては、「文化芸術 創造プランの推進」、「文化財の次世代 への継承」、「日本文化の戦略的発信」の 3つを柱とした政策を進めました。

「文化芸術創造プラン」では、①最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援など、②新進芸術家やアートマネジメント*1人材などの育成、③感性豊かな文化の担い手育成プランの推進を中心とした施策を実施しました。

「文化財の次世代への継承」では、保存修理・防災施設などの推進や保存整備・活用などの推進施策を図るとともに、「日本文化の戦略的発信」では、①日本文化の海外への戦略的発信、②文化財の国際協力の推進、③文化発信のための国内基盤整備に取り組みました。



このほか、日本芸術文化振興会に設けられた芸術文化振興基金では、芸術文化活動に対する幅広い 助成を行っています。

^{*1} アートマネジメント

ここでは、公演・展示等の企画・構成・制作、マーケティング・資金獲得、営業・渉外・広報等に従事し、文化芸術の創り 手と受け手をつなぐ役割を担うことを指す。

4 文化芸術活動に関する税制措置

(1)文化芸術団体に対する寄附金に関する税制措置

一般に、企業が寄附を行った場合は、当該寄附金について、一定額まで損金算入することが認めら れています。さらに、芸術の普及向上や文化財などの保存活用、博物館の設置運営などを主な目的と する特例民法法人のうち、一定の要件を満たす「特定公益増進法人」に対する寄附金については、個人 の場合には寄附金控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金の損金算入限度額に加えて、さらに 別枠で損金算入することが認められています。

特に個人の寄附に関しては、19年分の所得税より、寄附金控除の対象となる寄附金の限度額が総所 得金額などの30%から40%に引き上げられるとともに、平成22年分の所得税より、寄附金控除の対 象となる寄附金の適用下限額が「5,000円を超える額」から「2,000円を超える額」に引き下げられるなど. 個人レベルでも、文化芸術に関する支援を行いやすくなっています。

(2)文化財に関する税制措置

文化財の分野でも、重要文化財などとして指定、選定、登録された家屋やその敷地については、固 定資産税を非課税や2分の1課税とするなど、所有者が文化財を適切に管理する上で必要な税制上の 優遇措置を講じています。また、重要文化財を国や地方公共団体などへ譲渡した場合は所得税が非課 税(史跡などに指定された土地については、特別控除)となり、建造物(登録有形文化財・重要伝統的 建造物群保存地区内の伝統的建造物を含む。)やその敷地については、相続税額の算出において、一定 の評価減を行うこととされています。また、平成21・22年度の措置として、公益社団・財団法人が 所有する重要無形文化財の公演のための施設について固定資産税・不動産取得税・都市計画税が2分 の1課税となっています。

さらに,優れた美術品の美術館・博物館における公開を促進するために,登録美術品として登録さ れた美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

第2章 芸術創造活動の推進

■ 芸術創造活動の活性化支援

(1) 文化芸術創造プランにおける芸術創造活動の活性化支援施策

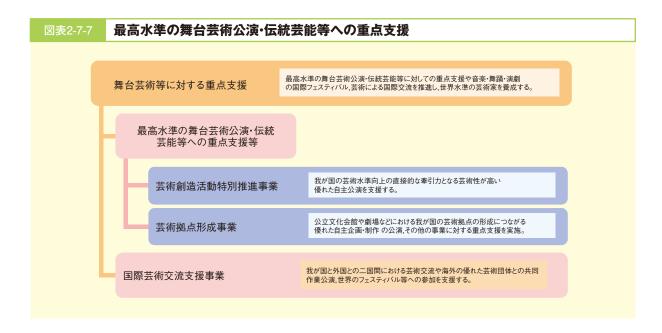
我が国の文化芸術の振興を図るため、文化庁では、平成14年度に「文化芸術創造プラン」を創設し、 最高水準の舞台芸術への支援、新進芸術家やアートマネジメント人材などの育成、子どもの文化芸術 体験活動の推進など、芸術創造活動に対する支援を総合的に行っています。

①最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能などに対しての重点支援や音楽・舞踊・演劇の国際フェステ ィバル、芸術による国際交流を推進しています(図表 2-7-7)。

②新進芸術家やアートマネジメント人材等の育成

世界で活躍する新進芸術家等を養成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの各分野において、研修・ 発表の場を提供するとともに,文化芸術活動を支えるアートマネジメント人材の育成をはじめ,芸 術団体等が行う養成事業などへの支援の充実を図っています。特に, 新進芸術家海外研修制度では, これまで多数の優秀な芸術家を輩出しています(図表 2-7-8, 図表 2-7-9)。



図表2-7-8 新進芸術家の海外研修(新進芸術家海外研修制度)のこれまでの派遣者の例

森下 洋子	(舞踊:バレエ	昭和50年度)
絹谷 幸二	(美術:洋画	昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽:声楽	昭和59年度)
野田 秀樹	(演劇:演出	平成4年度)
諏訪内 晶子	(音楽:器楽	平成6年度)
野村 萬斉	(演劇:狂言師	平成6年度)
崔 洋一	(映画:監督	平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇:演出	平成9年度)
長塚 圭史	(演劇:演出・劇	作・俳優 平成20年度)

図表2-7-9 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

美術,音楽,舞踊,演劇などの各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体等へ ①新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度) の研修を支援することにより、実践的な研修の機会を提供しています。 1年派遣, 2年派遣, 3年派遣, 特別派遣(80日間)があり, 平成21年度は, 79名, 2年派遣:10名, 3年派遣:1名, 特別派遣:14名, 15歳以上18歳未満の部:5 名の109名を派遣しています。 ②新進芸術家の人材育成 新進芸術家海外研修制度により研修を行った若手芸術家に研修成果を発表する機会を提 (新進芸術家育成公演等事業) 供するとともに、各芸術団体の新進芸術家にも発表の機会を提供しています。 平成21年度の公演事業 〈美術分野〉「DOMANI・明日展2009」 〈音楽分野〉「明日を担う音楽家による特別演奏会」 〈舞踊分野〉「バレエ・アステラス☆2009~海外で活躍する 日本人バレエダンサーを迎えて~」 〈演劇分野〉「7 ストーリーズ」 (芸術団体人材育成支援事業) 芸術団体、大学等の教育機関等が行う人材育成・調査研究事業等を支援しています。 平成21年度支援実績 〈人材育成・普及活動〉 103件 〈調査研究・情報交流〉 21件 〈伝統芸能等人材確保〉 16件

③子どもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日ごろ味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性をはぐくむとともに、我が国文化を継承・発展させる環境の充実を図っています(本章第4節参照)。

(2)芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、多様な芸術文化活動に対 して、安定的・継続的に幅広く援助を行うため、平成2年3月に設けられました。現在、約653億円 (国からの出資金約541億円、民間からの出えん金約112億円)を原資とした運用益により、芸術家や 芸術団体が行う芸術の創造や普及活動、地域の文化施設における公演・展示活動などに対して助成を 行っています。

<芸術文化振興基金からの助成額(平成20年度)>

- ○芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動 約12億2,590万円
- ○地域の文化の振興を目的として行う活動 約3億510万円
- ○文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動 約1億3,730万円

2 芸術祭の開催

芸術祭は,内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を広く一般に提供するとともに,芸術の創造とそ の発展を図ることを目的に、昭和21年度から毎年秋に開催しています。

平成21年度は、皇太子殿下の御臨席の下、芸術祭祝典として、国際音楽の日記念、「『メリーメリー・ ウィドウ』祝祭版~ちょっと陽気な未亡人~」を行うとともに、オペラ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎、 邦舞、組踊、琉球舞踊、大衆芸能などの主催公演を実施しました。演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参 加公演部門及びテレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門では、それぞれの部門に設置した審査委員 会で審査を行い、優れた公演・作品に対して、文部科学大臣から芸術祭大賞などが授与されました。

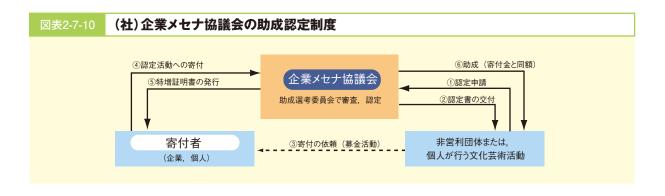
3 企業からの文化発信の取組への支援

(1)メセナ活動への支援

(社)企業メセナ協議会は、企業によるメセナ(芸術文化支援)活動の推進のために、芸術文化支援を 行う企業相互の連携を図ることを目的として平成2年に設立されました。同協議会は、特定公益増進 法人として認定されており、主要事業の一つとして、民間の芸術文化支援を促進する「助成認定制度」 を実施しています。

この制度の認定を受けた文化芸術活動に対して寄附を行う場合、個人の場合には所得控除、企業な どの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます(図表 2-7-10)。

この制度を利用して、平成20年度には、227件の芸術活動が認定を受け、法人・個人から1.540件、 約10億4,113万円の寄附が同協議会を通じて行われました。



(2)企業の取組の顕彰

文化庁では、(社)企業メセナ協議会との連携の下、企業で働く人々や、地域住民、子どもたちに芸 術文化活動への参加の機会を提供することなどにより、企業を取りまく人々の「文化力 |の向上を図る 企業の取組に対して表彰を行っています。

第3章 映画・メディア芸術の振興

11日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つと して生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、そ の文化の特性を示すものです。

さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財 産として位置付けられています。

文化庁では、平成16年度から「日本映画・映像」振興プランを策定し、①魅力ある日本映画・映像 の創造、②日本映画・映像の流通促進、③映画・映像人材の育成と普及、④日本映画フィルムの保存 継承、⑤メディア芸術振興総合プログラム(18年度から)を推進しています。

具体的には、国内での映画などの製作支援、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの 人材育成のほか、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外へ の日本文化発信を通して、我が国映画の一層の振興に取り組んでいます。

また、日本映画に関する情報提供としてデータベースの整備も進めています。



●全国ロケーションデータベースシステム(JLDB) (参照:http://www.jldb.bunka.go.jp/)



●日本映画情報システム(JCDB) (参照: http://www.japanese-cinema-db.jp/)

「日本映画・映像振興プラン」

魅力ある日本映画・映像の創造

①芸術創造活動特別推進事業

(映画製作への支援)

②フィルムコミッションの活動支援

③ロケーションに係るデータベースの運営

映画・映像人材の育成と普及等

①短編映画作品支援による若手映画作家の育成 ②映画関係団体等の人材育成事業の支援 ③子どもへの日本映画の普及

メディア芸術振興総合プログラム

①メディア芸術の総合的発信 ②創造的人材の育成

③推進拠点とネットワークの形成

日本映画・映像の流涌の促進

①海外映画祭への出品等支援

②全国映画祭会議

③アジアにおける日本映画特集上映事業

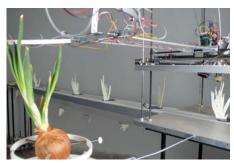
④ 「日本映画情報システム」の整備

我が国の映画・映像フィルムの保存・継承

フィルムセンター機能充実経費

2 アニメ、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメ、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の 芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。 文化庁では、メディア芸術の一層の振興を図るため「メディア芸術総合振興プログラム」を策定し、文 化庁メディア芸術祭をはじめとした様々な取組を行っています。その一つとして、国内外へ優れたメ ディア芸術作品を発信する観点から開催している文化庁メディア芸術祭は、平成21年度に13回目を 迎え,53の国と地域から2,592作品もの応募が寄せられました。「アート」,「エンターテインメント」, 「アニメーション」,「マンガ」の4つの部門ごとに大賞1作品,優秀賞4作品,奨励賞1作品を顕彰す るとともに、メディア芸術の振興に寄与した方に功労賞を贈呈しました。



アート部門大賞『growth modeling device』 David BOWEN ©David BOWEN



エンターテインメント部門大賞『日々の音色』 ナカムラ マギコ / 中村 将良 / 川村 真司 / Hal KIRKLAND ©2009 Zealot Co.,ltd / Neutral Nine Records



アニメーション部門大賞『サマーウォーズ』細田 守 ©2009 SUMMERWARS FILM PARTNERS



マンガ部門大賞『ヴィンランド・サガ』幸村 誠 © 幸村誠 / 講談社

受賞作品は、毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で展示しています。また、国民文化祭開催県 と連携して実施する「メディア芸術祭地方展」や、日本のメディア芸術を海外の方々により深く知って いただくための「メディア芸術祭海外展」を開催しています。

この他、インターネット上に「メディア芸術プラザ」を開設し、メディア芸術祭受賞作品や受賞作者 の紹介、メディア芸術関連の各種シンポジウム等の情報を掲載しています。



●メディア芸術プラザ (参照:http://plaza.bunka.go.jp/)